

平成27年度第1回みよし市総合教育会議 会議録

日 時	平成27年5月13日（水）午後3時開会
場 所	みよし市役所 6階 601・602会議室
出 席 者	市 長：小野田 賢治 教育委員長：木戸 友二 教育委員長職務代理者：久野 元典 委 員：古田 みどり 委 員：藤森 猛 教育長：今瀬 良江
出 席 し た 事 務 局 職 員	政策推進部長：藤根金光、教育部長：塚本直樹、教育部参事：吉澤通記、 政策推進部次長：柴田圭一、教育部次長：鈴木政美、 文化振興専門監（建設）：酒井峰孝、教育行政課長：鈴木正憲、 歴史民俗資料館長：神谷浩一、学校教育課長：増岡潤一郎、 スポーツ課長：深津弘樹、教育行政課副主幹：吉川直希
書 記	教育行政課副主幹：深谷正浩
傍 聴 者	なし
開 会	企画政策課長 ただいまから平成27年度第1回総合教育会議を開会いたします。 会議に先立ちまして礼の交換を行いたいと思いますので、一同ご起立 ください。 【一同 礼】 ご着席ください。 最初に、小野田市長がごあいさつを申し上げます。
市 長 あ い さ つ	市 長 本日は皆様ご多用の中、平成27年度第1回みよし市総合教育会議を 招集しましたところ、全員のご出席をいただき開催できますことに、ま ずもってお礼を申し上げます。 皆様ご承知のとおりではありますが、昨年、「地方教育行政の組織及 び運営に関する法律」が改正され、今年4月1日に施行されました。 総合教育会議は、この法改正により、首長が設置するとされたもので あり、本日の議題の中にもあります「教育に関する大綱」の策定をはじ め、教育に関する様々なことについて、教育委員の皆様と協議を行なっ ていくものであります。 常々申し上げておりますが、「教育環境の整備と充実」は、非常に大 切なことであると思っております 現在、本市の学校教育に関する分野では、夏の暑さ対策をはじめ、少 人数学級の継続、いじめ・不登校対策の強化、初期日本語教室の開設、

	小学校へのスクールカウンセラーの派遣など、みよしで学ぶ子どもたちの人間形成の基礎をしっかりと築く場としての教育環境の整備と充実を図っております。 そのほか、教育行政推進の指針である新たな教育基本計画の策定をはじめ、（仮称）図書館学習交流プラザの建設や文化センターサンアートの大規模改修などの事業を多く展開するなど、本市における教育・文化・芸術・芸能などの発展に力を入れていきたいと考えております。 この総合教育会議におきまして、教育委員の皆様とできるだけ忌憚のない意見交換を行いながら、「みよしの教育」の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げ、会議開催にあたってのあいさつとさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。
教 育 委 員 長 あ い さ つ	企画政策課長 続きまして、木戸教育委員会委員長よりごあいさつをいただきます。 木戸委員長 市長の招集により、第1回目の総合教育会議が開催されるわけです。本日の会議では、「会議の運営」、「教育に関する大綱」、「今年度の会議開催予定」についての大きく3点についての協議をするとのことであり ます。 市長と教育委員会が意見交換を行うには、この総合教育会議は非常に有意義な場であると思っております。 せっかくの機会でありますので、この会議を実りのある会議にして、「みよしの教育」を一層充実していきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
議 事	企画政策課長 ありがとうございます。ただ今から議事に入りますが、議長が決定しておりませんので、それまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます と思いますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 企画政策課長 「異議なしの」声をいただきましたので、議長が決定するまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。 なお、会議録の作成につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第7項の規定に基づき、教育行政課 深谷副主幹にお願いします。
議 題 1 「みよし市総合教育会議の運営について」	企画政策課長 最初に、議題1「みよし市総合教育会議の運営について」、事務局から説明をいたします。 教育行政課長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月に公布され、本年4月1日から施行されました。

この法律改正は、教育行政の責任体制を明確化するための「新教育長制度」、地方公共団体に、首長と教育委員が協議・調整する場としての「総合教育会議」を置くこと、教育に関する総合的な「大綱の策定」をすること等が規定されております。これによって、首長の教育行政への権限と責任を明確にしたものです。

総合教育会議は、「改正法の第1条の4」の規定により新設された制度で、「総合教育会議は首長が設置・招集し、首長、教育委員会により構成される。」こと、また「会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行い、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。」こと、そして「総合教育会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。」ことが規定されています。

総合教育会議とは、教育委員会を執行機関として残し、教育委員会と首長の職務権限を変更しないという前提に立った上で、首長が教育委員会と連帯・連携して教育行政に対して責任を果たしていく仕組みであり、総合教育会議という公開の場で首長が教育に関する施策に関して協議できる場を設けることで、首長が正面から教育に関して連帯して責任を負う仕組みを構築し、市民の目に見える形で、首長の教育に対する考え方を明らかにして、首長の教育に関する責任を明確にしようとするとともに、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることで、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的としています。

本市における総合教育会議の設置にあたり、本日が第1回目の会議でありますので、会議を運営するための「みよし市総合教育会議の運営要領」の案を事務局から提案させていただきたいと思います。

資料1ページをご覧ください。

第1条の「趣旨」としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、連携して教育行政の推進を図るため、「みよし市総合教育会議」の運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、法第1条の4第2項の規定に基づき、会議の構成を、市長と教育委員会としております。

第3条では、協議調整事項として、1つ目が、「市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定」。2つ目が、「市の教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置」。3つ目が、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」であり、法第1

	条の4第1項に基づく3つの協議及び事務の調整等を行うものとしております。 第4条では、会議は市長が招集し、市長が議長となること。また、教育委員会が市長に協議する必要があると史料するときは、市長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができること。また、会議において事務の調整が行われた事項について、その結果を尊重するものとするを法に基づき規定しております。 第5条では、会議に際し必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴取できること。 第6条では、会議の公開とその特例を、また、第7条で、その議事録の作成とその公表に関することを規定しております。 第8条では、事務局を政策推進部企画政策課に置くものとし、第9条で「この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。」ことを規定しております。 附則といたしまして、この要領の施行日でございますが、現在空欄となっておりますが、本日、皆様の合意がいただければ、平成27年5月13日から施行するものとさせていただきます。 以上、「みよし市総合教育会議の運営要領」（案）の説明とさせていただきます。
企画政策課長	ありがとうございました。 ただ今の説明に対しまして、質疑等がありましたらお願いします。
久野委員長職務代理者	第3条第2号についてですが、「教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、・・・」とありますが、「整備」の後に読点を挿入した方が分かり易くないでしょうか。
教育行政課長	この条文につきましては、改正法第1条の4第1項第1号を引用しており、愛知県の総合教育会議運営要領も同様の表現となっております。 総務課法規担当とも協議しましたが、この場合は、「教育を行うための諸条件の整備その他」が一つの言葉であり、同条文内後半の「教育」、「学術」、「文化」にかかるものです。当該箇所読点を挿入すると、そこで言葉が切れてしまい、「教育を行うための諸条件の整備」が、その後の「教育」、「学術」、「文化」と並列の扱いとなり、意味合いが変わってしまうことになるため、このような表現としております。
藤 森 委 員	同じ条文の中の「その他の」の「の」は、法律や県の要領ではどうなっていますか。
教育行政課長	法律の条文、県の要領ともに同様の表現となっております。なお、法規文でこのように「の」をつける場合は、「の」を「など」に置き換えて読むと意味が分かり易いと思います。
企画政策課長	他に質疑等ございませんので、「みよし市総合教育会議運営要領（案）」につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 題 2 「教育に関する 大綱について」	【異議なし】 企画政策課長 「異議なしの」声をいただきましたので、「みよし市総合教育会議運営要領」は、原案のとおり決定しました。 要領第4条第1項の規定により、この後の議事につきましては、小野田市長に議長をお願いします。
	市長 それでは、この後の議事につきましては、私が議長として取り回しをさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。
	市長 議題2「教育に関する大綱について」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3で「首長が策定するもの」とされております。 また、文部科学省の見解では、「自治体が教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができ、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合は、別途大綱を策定する必要はない。」とされております。
	私の考えとしましては、本市における「教育に関する大綱」については、別紙にありますように、現在の教育基本計画の「基本理念」及び「基本方針」の部分を大綱として定めたうえで、今年度中に策定予定であります「（仮称）みよし市新教育基本計画」が策定でき次第、新計画の基本となる部分を新たな大綱としてまいりたいと考えております。今年3月議会の一般質問でもそのように答弁させていただきました。
	このことにつきまして、皆様のご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。
	久野委員長職務代理者 文部科学省の見解でも、教育基本計画の基本的な部分を大綱にすることが可能ということで、市長もそのように議会で表明されておりますので、私も市長の考えに賛成します。 今瀬教育長 現在、市長からの委嘱を受けた委員により構成する委員会において、「（仮称）みよし市新教育基本計画」を策定中であり、「教育委員会」ではなく、「みよし市」が策定することを考えても、「（仮称）みよし市新教育基本計画」には市長の考えが入ることになり、市長が策定する「大綱」と連動するものであると思います。 まずは現在の教育基本計画の「基本理念」及び「基本方針」の部分を大綱として定め、新しい計画が完成した時点で、新計画の基本的な部分をもって大綱としていくという考え方は適切であると思います。 木戸委員長 「大綱」と「教育基本計画」の位置づけはどのようになるのでしょ

議 題 3 「平成27年度 みよし市総合教 育会議開催予定	うか。「大綱」があつてその下に「教育基本計画」があるのか。「教育基本計画」があつてそれとは別に「大綱」があるのか。それとも、「教育基本計画」があつて、その下に「大綱」があるのでしょうか。また、他にも市の教育に関する基本指針のようなものがあるのでしょうか。 教育行政課長 市の行政で一番の基本となるのは、「総合計画」です。現在は、この「総合計画」に基づいて「教育基本計画」があるわけですが、本市におきましては、教育基本計画も市長が策定するものであり、その教育基本計画の基本となる部分を「大綱」とするという考え方であれば、市長が策定する「大綱」と「教育基本計画の基本となる部分」は同じものであり、その2つの間に序列はないものと考えております。 木戸委員長 そうすると、「大綱」は「教育基本計画」とは別に存在するのか、それとも「大綱」は単独で存在しないものなのか、どちらでしょうか。 教育行政課長 「大綱」を「大綱」として別に策定することも可能であり、他自治体ではそうするところもあるとは思いますが、現在の市長の考えでは、本市においては「大綱」を別に策定するのではなく、あくまでも「教育基本計画」の基本となる部分を大綱として位置づけるというものであります。 市 長 ただいま事務局がお答えしましたとおり、「（仮称）みよし市新教育基本計画」の策定委員は市長である私が委嘱したものであり、計画は市長が策定するものです。一方、「大綱」についても市長が策定するものでありますので、本市では、「大綱」と「教育基本計画の基本となる部分」は同じものという考え方であります。 ただ、市長が替われば、その考え方によって「大綱」の位置づけも変わるということはありません。 教 育 部 長 「大綱」と「教育基本計画」の位置づけについてですが、他市においては、本市でいう「教育基本計画」を教育委員会が策定するところもあり、そうした場合は、「大綱」があり、その下に「教育基本計画」があるという図式になる場合もございます。 市 長 ただ今の協議により概ね皆様の意思の統一が図られたと思いますので、本市における「教育に関する大綱」につきましては、まずは、現在の教育基本計画の「基本理念」及び「基本方針」の部分を大綱として定め、現在策定中の「（仮称）みよし市新教育基本計画」が策定でき次第、新計画の基本となる部分を新たな大綱としていくことを基本として、今後進めていくことといたします。 市 長 続きまして、議題3「平成27年度みよし市総合教育会議開催予定について」であります。 資料にもありますように、本日、第1回目の会議を開催させていただき、会議の運営要領と大綱についての協議を行いました。	

について」	そして、第2回目の会議を8月から9月頃に開催し、「平成28年度の教育に関する重点施策」や、「新教育基本計画策定後に定める新しい大綱」などについて協議をさせていただきたいと思います。 第3回目は、10月頃にやはり「新教育基本計画策定後に定める新しい大綱」についての協議を行い、来年2月から3月頃を目処に、第4回目の会議を開催し、「新しい大綱」を策定するとともに、平成27年度の教育諸施策の実績及び課題等」について協議したいと考えております。 このことにつきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。 【意見なし】 市長 それでは、今年度の総合教育会議につきましては、本案のとおり の開催予定としますので、ご承知いただきますようお願いいたします。 なお、具体的な開催日時等につきましては、教育委員の皆様と調整を行いながら、決定次第、お知らせさせていただきます。 以上で、本日の議事は終了しました。
そ の 他 「意見交換」	市長 続きまして、「その他」として、会議参加者による意見交換を行います。どのようなことでも結構ですので、発言される方は、挙手のうえご発言いただきますようお願いいたします。 藤森委員 先ほど、市長のごあいさつの中で、教育施策の柱をいくつか話されましたが、その中で「少人数学級の継続」というお話がありました。現状では、小学校においては1年生から3年生まで、中学校においては1年生で35人学級が実現していますが、小学校4年生から6年生までと中学校2、3年生では40人学級となっております。児童・生徒の教育を考えた場合、1クラスで5人の違いは非常に大きなものがあり、教員の負担も違ってきます。予算も必要になることですので、簡単ではないことは承知しておりますが、できれば、「少人数学級の拡大」として他の学年でも35人学級を実現できるような予算措置をお願いできればと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。 市長 私は、市長選挙に臨むにあたって、「少人数学級の拡大」を申し上げてきましたので、今任期中に実現しなければならないと思っております。どのように拡大するのかにつきましては、教育委員会でもよく検討をいただいたうえで進めていきたいと思っております。 私も、少人数学級の必要性はよく理解しているつもりですし、導入の時期や範囲などは、「(仮称) みよし市新教育基本計画」を策定する中で概ね方向性が見えてくるのではないかと考えております。 ただ、市民の皆さんから税金をお預かりして行政を進めていくわけですから、常に費用対効果ということを念頭に置いていかなければならないと強く認識しております。

	私が教育長の時に、他県のある自治体を訪問しましたが、その自治体では30人学級を実施されており、そのために市独自で92人の教員を採用し、予算も4億8千万円計上しているとのことでした。 しかしながら、愛知県内で35人学級を実施している自治体でも、それほど予算をかけずに実施されているところもあり、本市におきましても、最善の方法を研究していかなければならないと考えております。 国の動きを見ますと、文部科学省は少人数学級を推進していますが、財務省は反対の考えであります。財源確保とその効果について総合的に考えていく必要があります。
古田委員	市長のごあいさつの中で、「夏の暑さ対策」という話がありましたが、エアコンの設置については、子ども達がとても喜んでおり、楽しみにしていると聞きましたので、ご報告します。
市長	「暑い」、「寒い」というのは、大人も子どもも同じであり、児童・生徒の学習環境を充実させるためにはエアコンが必要であると考えたものです。 小学校から先に導入した方が良いという考えの方もありましたが、私は、中学校の方が学校での滞在時間が長いことなどから、中学校から先に導入することとしました。
古田委員	小学校は服装が比較的自由であり、自分である程度は薄着にしたりして調整できますが、中学校は制服があるため、私も市長のお考えどおり、中学校から先に導入することに賛成です。
木戸委員長	これから、特別支援や外国人などの教育問題で大変な時代がやってくると思います。具体的に今何をするかというのは難しいと思いますが、今後数年のうちには、何らかの対策を考えなければならないと思います。
今瀬教育長	今年は、市長のご理解をいただき、外国から転入する児童生徒に対する日本語指導や学校への適応を図るための初期指導教室を、市独自で学習交流センターに設置したことにより、受け入れがスムーズにできたことは非常によかったと思います。
木戸委員長	みよし市には、どれほどの外国人の方がみえるのでしょうか。
政策推進部長	現在は1,500人程度ですが、過去には2,000人を超えた時期もあります。
今瀬教育長	愛知県でも、外国人の生徒の進路指導がなかなか大変だということで、高校入試でも外国人用の入試問題を作って、受入校を増やしていこうという考えもあるようです。
木戸委員長	これからは、病院での作業や看護師をはじめとして、技能実習の分野が増えていくようなことがよく言われています。
市長	他に意見等ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。

		その他、事務局から連絡事項等がありますか。
	事 務 局	ございません。
閉	会	
	市 長	以上で、平成２７年度第１回みよし市総合教育会議を閉会します。
	企画政策課長	一同ご起立ください。
		【一同 礼】
		ありがとうございました。
		(午後３時５０分)